

四街道市下水道条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等工事は、排水設備等の工事に関し管理規程で定める技能を有する者が<u>選任できる業者</u>として管理規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が都道府県、他の市町村等の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等工事は、排水設備等の工事に関し管理規程で定める技能を有する者が<u>専属する業者</u>として管理規程で定めるところにより管理者が指定したもの（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> |